

とちまる安心認証 よくある質問（FAQ）

《制度について》

Q 1 どのような施設が対象になりますか

食品衛生法に基づく営業許可を受けた事業者のうち、集客を目的とし、その場で飲食するための設備を有している施設が対象です。

〔対象となる施設〕

- ・ 飲食店 ・ 喫茶店
- ・ 旅館やホテル内のレストラン、食堂、宴会場 など

〔対象外の施設〕

- ・ 暴力団員であるもの又は役員に暴力団員である者がいるもの
- ・ テイクアウト専門店など、その場所で飲食するための設備がない施設
- ・ 旅館やホテルの各客室で宿泊者に食事を提供する場合は当該客室（部屋食）

なお、上記対象となる施設において、「新型コロナ感染防止対策取組宣言」を実施していることが申請の条件となります。（取組宣言は認証と同時取得が可能です。）

Q 2 なぜ飲食店が認証制度の対象なのですか

飲食店では食事のためにマスクをはずすため、感染リスクが高まる場面が生じやすくなることから、感染防止対策をこれまで以上に後押しし、レベルアップを図っていただくために認証制度を導入しました。

飲食店だけではなく、すべての事業者やその利用者が感染防止対策に取り組むことが重要ですので、認証制度の対象ではない事業者については、引き続き、取組宣言や業種別ガイドラインの実施を推進していきます。

Q 3 認証を受けないといけないのですか

認証を受けることを強制することはありませんが、感染防止対策の一層の徹底と、利用者に安心していただける環境づくりのために、より多くの飲食店に参加していただきたいと考えています。

Q 4 実施できない項目がありますが、認証を受けられますか

認証基準のアピール項目以外の全ての項目に取り組んでいることが認証の条件となります。

《認証までの流れについて》

Q 5 どのように申請したらよいですか

郵送、メールまたは認証事務局のホームページから申請してください。

Q 6 申請書はどこでもらえますか

認証事務局または県のホームページからダウンロードしてください。
ダウンロードできない場合は、認証事務局にご相談ください。

Q 7 現地調査はいつ実施されますか

申請いただくと、認証事務局から連絡がありますので、現地調査の日程を調整してください。

現地調査の日時は、必ず事前に調整します。飛び込みや抜き打ちでの調査はありません。

Q 8 申請から認証までどのくらいの期間が必要ですか

申請から認証を受ける（認証ステッカーが送られてくる）までは、3～4週間を見込んでいます。申請が多い場合などはそれ以上に時間がかかることもありますのでご了承ください。

《チェック項目について》

Q 9 「注意喚起」や「周知」はどのような方法で行えばよいですか

口頭のほか、店内に注意事項が記載されたポスターやチラシの掲示する方法でも可能です。

Q 10 テーブル間の配置や同一テーブルでの配置は、具体的にどのような対策をすればよいですか

飛沫や接触感染のリスクを低減させるための対策です。間隔を空けていただくか、パーティション等を設置できるようにしていただくか、どちらかの対策を実施してください。

状況に応じて、両方の対策を併せて実施していただくことも可能ですので、別紙の具体例（「テーブル・座席の配置のポイント」）を参考にしてください。

Q11 鍋料理や焼肉を提供する場合、パーティションを置いたり席の間隔を空けたりすることは難しいです。どのように対応すればいいですか

飛沫や接触感染のリスクを低減させるために対策をお願いしているものです。少人数の家族や日常的に接している少人数の知人等の同一グループ、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が同席する場合を除き、パーティション等を設置できるようにしていただくか対人距離を確保してくださいますようお願いいたします。

Q12 「新型コロナ感染防止対策取組宣言」を実施するにあたり、県に申請が必要ですか

事業者が行う取組宣言は、各事業者の自主的な感染防止対策の取組を「見える化」するものですので、県への申請は必要ありません。（業界団体が行う取組宣言は県への提出が必要ですのでご注意ください。）

感染防止対策に取り組んでいただき、県ホームページからダウンロードした取組宣言書に必要事項を記載の上、利用者の見える場所に掲示してください。

URL <https://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/sengen/torikumisengen.html>

《更新手続きについて》

Q13 認証に有効期間はありますか

認証の有効期間は1年間です。更新を希望する場合は、有効期間満了の2ヶ月前までに再度申請をしてください。

なお、更新しない場合は、有効期間満了日以降は非認証店となります。

(例) 認証日：令和3(2021)年6月14日
有効期間満了日：令和4(2022)年6月13日

↓

令和4(2022)年4月13日までに更新申請

Q14 更新を希望する場合は、どのような手続きが必要ですか

更新には、新規の申請と同様、申請手続きが必要です。郵送、メールまたは認証事務局のホームページから申請してください。

申請後、認証事務局による現地調査が行われ、基準を満たしていることが確認できれば認証が更新されます。

Q15 更新を希望しない場合、どのような対応が必要ですか

有効期間満了日以降は、認証ステッカー等のとちまる安心認証に係る掲示物の掲示をやめてください。なお、更新しないことに対して、書類等の提出は不要です。

Q16 更新をせず非認証店となった場合、認証の再申請はできますか

再申請は可能ですが、新規の申請として扱いますので、新規申請の手続きをお願いいたします。新たに認証するまでは、非認証店となりますので、とちまる安心認証 HP 内の「認証店の検索」からも一旦削除されます。

《その他》

Q17 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）に基づく時短要請等に従わないとどうなりますか

法に基づく要請に従っていないことが判明した場合、とちまる安心認証制度実施要綱第 13 条に基づき、認証を取り消すことがあります。

※法令等遵守に同意のうえで、申請をしてください。

Q18 認証を受けた施設で感染者が認められた場合、どのように対応したらよいですか

利用者や従業員に感染が確認された場合は、認証の効力は一時停止となり、速やかに認証ステッカー等の提示を停止していただきます。

その後、保健所の調査等に協力していただくとともに、保健所の助言や指示に従い感染拡大を防止するための対策が講じられた場合は、認証の効力が再度有効になります。

ただし、感染者発生の原因が、感染症予防対策を怠ったことや事業者の故意、過失である場合には認証の取り消しとなります。

Q19 店舗の名称が変更になりました。手続きは必要ですか。

店舗の名称が変更になった場合には、とちまる安心認証制度実施要綱第 8 条に基づき、変更の報告をしていただく必要があります。ホームページに掲載されている「変更届出書」を提出してください。

なお、変更の報告が必要な事項は、下記のとおりです。

・店舗の名称の変更

※店舗が別の場所に移転する場合は、改めて認証の申請をしていただく必要があります。

- ・ 法人名称又は法人代表者の変更
- ・ 申請者（経営者）の変更
 - ※ 営業者が別の法人、別の個人に変更となった場合には、改めて認証の申請をしていただく必要があります。
- ・ 申請内容の変更
 - ※ 認証基準の項目のうち、該当していなかった項目が該当することとなる変更に関しては、速やかに認証事務局に連絡し、現地確認を受けてください。調査員による現地確認が完了するまでに変更内容に応じた営業を行う場合、認証を一時的に無効としますので注意してください。
 - （例）・ カウンター席を設けた。
 - ・ ビュッフェスタイル等での提供を行うこととした。 等

Q20 認証を取得していましたが、飲食店を閉店しました。手続きは必要ですか。

とちまる安心認証制度実施要綱第12条第1項に基づき、認証の辞退を申し出ていただく必要があります。ホームページに掲載されている「辞退届出書」を提出してください。

また、辞退届を提出した事業者は、認証ステッカー等のとちまる安心認証に係る掲示物の利用を直ちにやめてください。